

事 務 連 絡
令和3年8月6日

各市町村スポーツ少年団本部長 様
各スポーツ少年団専門部会長 様

群馬県スポーツ少年団
本 部 長 小 林 馨

警戒度移行に伴う活動の対応について(8月8日以降)

本件につきまして、警戒度移行に伴う活動の対応については、8月4日(水)で通知させていただいておりますが、今般、本県の20市町村が8月8日(日)からの8月31日(火)までの間、まん延防止等重点措置区域に指定されたことから、群馬県教育委員会による部活動の対応等について通知が出されました。このことから8月8日(日)以降のスポーツ少年団活動につきましては、下記のとおりとなりますので、感染防止に係る団指導者及び団員、保護者の意識をさらに高め、感染防止対策の徹底に一層留意するようお願いいたします。

関係者の皆様には、様々な対応によるご負担をおかけいたしますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、本通知の趣旨を関係者に周知していただけるよう改めて、お願い申し上げます。

記

- 国や県及び各競技団体が作成したガイドライン等を踏まえ、競技特性や活動内容に応じた感染防止策を徹底した上で原則として通常の活動を継続するが、実施については感染リスクの低い活動にとどめ活動可とする。
- 対外試合等(合同練習、練習試合、発表会、大会などの他団体との交流を伴う活動等)については、県内の活動を含め、練習試合、合同練習及び宿泊を伴う活動については、行わないものとする。
- 全国大会、関東大会及びその予選会等への参加は、感染防止対策を徹底した上で参加を可とする。
なお、活動にあたっては、感染状況を踏まえた上で、感染防止対策を徹底し実施すること。
また、大会参加にあたっては、保護者の同意を得て参加すること。

群馬県スポーツ少年団本部